

平成22年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成22年11月2日（火）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2 時開会

【会 長】ただいまより、平成22年度第 5 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆さん、どうもご出席くださりましてありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の資料につきまして事務局のほうからご説明いただきます。

【事務局】区政情報課長です。

今回、事前にお送りしました資料は、資料43の「特別非常配備体制調査に係る職員個人情報の目的外利用について」から資料54の「道路調査資料電子化業務委託について」までとなっております。

なお、机上に配付いたしました資料としましては、変更後の次第、資料43、それから資料49の差し替えとなっております。

また、次第の変更箇所がございますけれども、資料44と45の説明順序を変えさせていただきます。

また、説明順序につきまして、諮問事項と報告事項の順序が説明者の都合によりまして一部変更となっております。

本日の審議会につきましても、非常に多くの審議案件が出ております。大変申し訳ございませんが、的確なご審議へ協力のほどをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【会 長】ありがとうございます。

それでは、次第書に沿いまして審議を進めてまいります。

説明される方には、次の点をお願いしたいと思います。まず、資料の要点をお話ししていただくようにしていただきまして、資料を特に読み上げるのは控えていただくようにしていただきたいと思っております。

それでは、最初に資料54にまいります。「道路調査資料電子化業務委託について」でございます。「（緊急雇用創出事業）」となっておりますけれども、それでは、どうぞ説明よろしく願いいたします。

【建築調整課長】それでは、事業の概要のほうを説明させていただきます。

その前に、この報告案件を最初に持ってきていただきまして、まことにありがとうございます。

道路調査資料電子化業務委託（緊急雇用創出事業）というものでございますけれども、この

緊急雇用創出事業、これをさらっとお話しさせていただきますけれども、この緊急雇用創出事業というのは、失業者の一時的な雇用創出を図るため、雇用創出効果の高い事業を委託または区の直接雇用により実施する事業ということでありまして、国の交付金により基金を設置した東京都が事業費の全額を区に補助する制度というものでございます。

そして、実際やる道路調査資料の電子化ですけれども、道路調査資料というのは、この事業概要の目的のところに書かせてもらっております。区が保有する道路調査資料というのは、過去の建築時における道路の取扱いや当時の幅員、中心の位置等が記載されているものでございます。これは道路の存否、道路があるなし、あるいは道路はどこにあるかという位置の判断、判定を行う際の貴重な資料というふうになっております。そういうものでございます。

今現在、それを紙ベースで保管しております。それを電子化して検索システムを構築することで、道路判定作業の効率化、資料の劣化の防止、保管スペースの有効活用を図ると、そういうような目的を持っているところでございます。

事業内容のほうをごらんになっていただきたいと思っております。上から3行目のところでございますけれども、どのようなものかと申しますと、40年程度経過しているものもあり古いというものでございまして、劣化とか紛失しているものもあるというものでございます。

「○」以下のところの主な委託内容のところをごらんください。

道路調査資料の電子化でございますけれども、複写してJ P E Gデータで持つというようなことを考えております。

その道路調査資料、今現在、紙のものはB 5またはA 4でありますけれども、枚数でいうと3万2,000枚、それが両面でございます。ですので、電子化するときには6万4,000枚を電子化するということになります。

以上で、そのデータ入力には3万2,000件、それで検索システムを構築したいと思っております。そういうような事業でございます。

続きまして、その次のページの道路調査資料電子化業務委託のところの別紙のところをごらんください。

上から4つ目のコマのところでございますけれども、委託に伴い事業者処理させる情報項目というようところでございます。

委託先に提供するというところではございますけれども、これは委託をするのでございますので、業者のほうに資料等を貸し出すということが生まれてきます。そのときに、道路調査資料に何が書かれているかということでございますけれども、建物の建築した年度、建築確認の

番号、建物を建てた建築主の住所、氏名、所在地、敷地の面積、建築面積、延べ面積、建物の階数、設計した者、設計者・施工者・工事監理者の住所氏名、それと場所がわかる案内図、配置図というものが書かれているものでございます。

それで、委託でございますけれども、下から3つ目のコマのところをごらんください。委託のほうは22年11月中旬、ですから、今月中旬ぐらいから委託のほうに入りたいと思っております。期限は来年の3月中旬までというふうなことを考えております。

下から2番目のコマのところをごらんください。委託に当たり区が行う情報の保護対策は、契約に当たって別紙の特記事項をつけたいと思っております。

また、委託を受ける受託事業者のほうに行わせる情報の保護対策でございます。それは一番下でございますけれども、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定すると。そして、提供された情報、それは施錠できる金庫、キャビネット等に保管するというようなことをやらせるということを考えている次第でございます。

その次には、特記事項があると思っておりますけれども、そちらのほうはごらんになっていただければと思います。

簡単でございますけれども、道路調査資料の電子化業務委託についてのご説明をさせていただきました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質疑のある方、ご発言を。

どうぞ。

【久保（合）委員】紙ベース資料を電子化するのはもっともだと思んですが、余りにも遅きに失している感があるんですけども、どういう事情でこういう、今ごろになってやるの。

【会 長】はい、どうぞ。

【建築調整課長】これは、前からやらねばならぬというふうには思っておりました。それで、私どものほうも、その資料が実は私たちの文書の廃棄する年度を超えたものでございますので、廃棄する処分として扱っておりますので、物によってはもうなくなっているものもございまして、そういうものを集めてくる必要があったということがあります。

ですので、今現在もその確認作業をやっているんで、そういう集めてくるというようなことがあり、今ここでやっとなんか束ねることができたというので、今回出させていただこうと思っているものでございまして、もっと早くやればよかったということは私も思っておりますけれども、そういう事情が、枚数も枚数でしたので、今ここでやっとなんかできるようになったという

次第でございます。

【会長】はい、どうぞ。

【久保（合）委員】ここに事業内容として書いている中で、40年も経過したから紛失や劣化が見られると。今も課長がお話しになったように、物によってはなくなっているものもあると。劣化は自然現象だから仕方がない。しかし、なくなっているとか紛失というのは普通はないはずだね、役所がやることで。なぜそういうないはずの、役所のやることに紛失だとかなくなるということが出てくるのかが疑問ですが。

【建築調整課長】これは、この道路調査資料の保存年限というのが前定められていたんですけども、それが超えてしまったら廃棄しても構わないという状況がずっと続いていました。ただ、書かれている内容がとても重要な内容ですので、そう簡単には捨てられないと思って、保存すべきだということが多くは保存されていたんです。ただ、保存年限を超えたら処分しても構わないということもありましたので、それに従ってされたものも実は少しありました。

ですので、なくなったものはもうどうしようもないのですけれども、今後そういうことがないようにとって、この道路調査資料として電子化してずっと持っていきたい、そういうふうを考えています。

【会長】はい、どうぞ。

【ひやま委員】今回、調査資料のデータ入力と検索システムの構築というのが事業内容ということかと思いますが、1つだけ確認をさせていただきたいんですけれども、委託についての4段目、先ほどご説明ありました事業者処理させる情報項目でございます。

※印で、「このうちデータ入力をする情報は、建築年度及び建築確認番号のみ」ということでございますよね。入力する情報はそれだけなのに、ここに以下の項目が記載されていると。これは、電子複写する場合に写ってしまう情報というような認識でよろしいんですか。

【会長】はい、どうぞ。

【建築調整課長】電子複写は、1枚そのものをコピーというか複写しますので、もちろんそれは全部写ってしまいます。写ってしまいますけれども、それを検索するときのために必要なのが建築年度とか建築確認番号というもので、それは個別に入力するということを考えています。

【ひやま委員】ということですよ。ですから、ここにあるのは入力がこれしか入力しませんけれども、情報としてはこれすべてが必要になるということですよ。よろしいわけですね。

【建築調整課長】はい、これ全部を電子化として持っておくということでございます。

【会長】ほかにございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ、井上委員。

【井上委員】井上ですけれども、すみません、事務局に質問なんですけれども、これなぜ個人情報の審議会に付議しているんですか。多分、個人情報といっても建築主の住所、氏名ぐらいかと思うんですけれども、もしもそれが個人情報だというんだったら、本当に役所のすべての項目はここに審議会にかけなくちゃいけなくなってくると思うんですけれども。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

今回、これを当審議会にかけましたのは、業務委託ということですね。役所が直接自分たちで処理をすればよろしいわけですけれども、これを先ほども話がありましたように、緊急雇用創出事業ということで、民間の事業者の方に非常に膨大なデータ3万2,000枚の紙を少しずつちょっと業者のところに運んで、外の業者の会社で作業していただくということになりますので、そういった意味でその個人情報、中に書かれている建築主さんの住所、氏名、所在地等、そういったものを扱うということで、この当審議会にかけたというものでございます。

【井上委員】そのロジックだと、例えば皆さんの持たれている名刺の印刷なんかも業務委託していますけれども、かけていますか。

【区政情報課長】名刺印刷は特に業務委託はかけていないですけれども。

【井上委員】ちょっと納得いかない回答ですね。なるべく安全サイドということで、こういうところに審議会にかけていこうという、そういう意識はわかるんですけれども、税金払っている区民の立場からいくと、こういうことで時間を使ってしまうのは非常に各委員の方、各議員の方もいらっしゃるので、なるべくその部分は単に業務委託だからというところに機械的にかけるというのは余り区政上よくないんじゃないかと思うのは一つ区民としての、納税者としてのコメントですね。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】実は、新宿区の個人情報保護の事務の手引の14条の第1項で、実施機関が個人情報を取り扱う業務を委託し、指定管理者に区の公の施設の管理を行わせ、または派遣労働者に事務を行わせるに当たっては、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならないと。実施機関は、個人情報を取り扱う業務を委託し、または指定管理者に区の公の施設の管理を行わせるときは、実施機関が定める事項を記録し区民の閲覧に供さなければならないという規定がありまして、その規定に基づいて、諮問事項ではないんですけれども、そういった業務を行うときには当審議会にご報告をしていただくという形になっております。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】同じ質疑になるんですけども、これだけ建築した敷地面積から、それから建築の面積から配置図までいくと相当な個人情報です。うちあたりのもも、私も中心線を見るときにあの資料を見ましたけれども、道路から敷地から丸見え、私の敷地が丸見えです。だから、これを業者に渡すときには、やっぱりきちっと個人情報保護ということで渡していただかない限りは、これは渡していただきたくはありません。やっぱりこれだけ膨大な個人情報、それこそ名前とか住所だけのものよりもっと詳しい資料ですから、これはきちんとここで審議していただきたいと思います。

それともう一つは、この紙ベースはずっとそうすると残るわけでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【建築調整課長】今回、電子データ化したしましても、紙ベースのものは紙ベースとして、手元には置きませんが、きちんとしかるべきところに保存します。

【鍋島委員】ありがとうございます。

紙ベースも、何かちょっと見にくいところがあるので、ぜひあれはもうちょっとできれば修理できるのであれば、この機会にきちっとわかるようにね。あれで、意外と中心線なんかうちのところも、大体トラブるんですよ、あれがわからないために。だから、これはここで言うべきじゃないでしょうけれども、ついでのことに、きちっとしたものに仕上げていただきたいと思います。

【会 長】はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【副会長】確かに必要なデータはこれ2項目かなということですよ。全部要るんですか。

【建築調整課長】ええ。全部データ化するということは、全部コピーをとっておきたいのです。今の紙ベースの資料をそのまま電子データ化して持ちたいと思っていますので、全部持ちたいと思っています。

【副会長】じゃ、相手に与える情報としては、委託するのはこの2つ、建築年度と建築確認番号だけを向こうが使うということでしょうか。

【建築調整課長】いや、違います。A4の紙がこうありまして、ここにいろいろなことが書かれています。それをコピーをとって電子データにしてとるので、委託業者には建築面積から建築の設計の概要図、そういうのもすべて提出するというようなことになりまして、必要なのは

全部必要です、私ども電子データとして持つのは。

そして、ここで※印で書かれたのは、データ入力するというのは、検索システムをつくりたいと思っていますので、そのときのための建築の年度と建築の確認番号がわかれば、それを一つ一つすぐ検索することができるので、それを入力したいと思っています。

【副会長】わかりました。

【会 長】よろしゅうございますか。

本件は報告事項ということで、了承ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】ありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

次に、資料43にまいります。「特別非常配備体制調査に係る職員個人情報の目的外利用について」でございます。

ご説明、よろしくお願いたします。

【危機管理課長】それでは、危機管理課長の平井でございます。資料43に基づきまして説明をさせていただきます。

本件名につきましては、特別非常配備体制調査に係る職員個人情報の目的外利用でございます。

特別非常配備体制要員と申しますのは、夜間・休日におきまして新宿区内で震度5弱以上の地震が発生した際に、あらかじめ指定された職員が速やかに定められた場所に自動参集するものでありまして、その指定された職員につきましては、区内在住職員、管理職、総務部総務課職員、区長室危機管理課職員となっております。

今回は、本件にありますように、新宿区の職員につきまして事前にそのデータを人事課から危機管理課のほうにいただくというものでございます。目的につきましては、職員特別非常配備体制名簿の作成事務の迅速化、そして災害時の人的体制を整備することを目的といたします。

これまで実は、従来は人事異動確定後、4月にうちから各庶務担当あてに調査依頼をして、回答を受けてデータを作成して名簿を完成したということでございまして、4月と申しますのは結構各課も忙しい時期ということで、完成までに1カ月ほどかかっておりました。

今後は、新たに人事課所有のデータをいただいて、これを人事異動内示後、3月でございませけれども事前にデータをいただいて、危機管理課のほうで名簿を作成して、各所属に渡してチェックしていただくと。そうすることによって、4月1日から、先ほど申し上げた職員特別非常配備体制の名簿を確立して、速やかに災害時の人的体制を整備することができるというも

のでございます。

目的外利用を行う情報項目でございますけれども、これは4月1日に新宿区に在住する職員の氏名、ふり仮名、性別、住所、最寄り駅、交通機関、電話番号、これ自宅ですね、それから所属、役職、職員番号でございます。

目的外利用を行う際に使用する記録媒体につきましては、電子媒体、これはイントラネットパソコンで使用いたします。

それから、目的外利用の時期、期間でございますけれども、平成23年3月1日以降、継続していただくという形になります。

説明については以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、委員の方、ご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

【久保（合）委員】目的外利用を行う情報項目なんですけど、ここの欄は、この43、45、44、それから48、49、50、51、52、53、共通の箇所があるんですね、目的外利用を行う情報項目というのは、今言った番号のところはみんな。そこに何で対象者数が入っていないのかなと思ったんですけど。そのほうが親切のような気がするんですけども。

会長、すみません、もう一回。

例えば、この今説明いただいた3ページと書いたのありますね。そこの下から4番目に、目的外利用を行う情報項目として新宿区在住職員の云々て書いてありますね。この対象者数が出ていないのは、みんな出ていないんです、この後ずっと44、45、それから53までね。何で対象者数というのを明記しないのか、そこら辺がそういう制度になっているのかなと思って。

【会長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】事務局です。

すみません。今お話のありましたのは、情報項目の数が必要だということだと思っておりますけれども、後ほどのものもそうですけれども、数は変動いたしますので、職員数等も変動するんですね。それで、今回ここで書いてあるのはあくまで項目ということで書かせていただいているものです。

アンケート等で数がわかるものについては数を出させていただいております。

【会長】ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

今のところで、目的外利用を行う情報項目というのは、この4つだけですか。報告を言われたところだとちょっと少ない、もう少しあったような気がしたんだけども。

〔「差し替えていますね」と呼ぶ者あり〕

【かわの委員】机上って来ているんだっけ。ああ、ごめんなさい。

【危機管理課長】差し替えで机上で配付してございまして、今……じゃ、もう一回申し上げますけれども。

【かわの委員】いや、いいです。

ごめんなさい。これが差し替えで来ているということですね。はい、わかりました。いや、前のやつを見ていたので。

それで、今のその人数の関係ですけれども、特に新宿区内に在住する職員ということであれば、当然年度によってまた変わってくると思いますけれども、例えば今回やろうとしているところでいうと、大体どのぐらいの数になるんでしょう。

【危機管理課長】まだこれからでございますけれども、現在4月1日、22年の4月1日では、区内在住職員310名おります。

【かわの委員】はい、わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

これは、余談ですけども、仙台で宮城大地震があったときがありましたね。私、5時半ごろだったと思いますけれども、電話をした公務員のうち、七十何%は自分の家じゃなくて役所にしたそうです。ということで、日本の公務員は大したものだというようなことで評判になったようですね。つまり、家庭の心配はもちろんあるわけですけども、その前に、職員として自分の職場に電話して、すぐ駆けつけたほうがいいのかどうかといった指示を得るために発したというように言われております。ちょっとそのことを思い出してしまいましたけれども。

ほかにございますか、何か。

では、ただいまの件はこれは承認でいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認ですね。どうもありがとうございました。

それでは、資料45にまいります。「75歳以上高齢者の安否確認について」でございます。

それでは、ご説明をよろしく願いいたします。

【高齢者サービス課長】高齢者サービス課長です。よろしく願いいたします。

今年の夏の高齢者の所在不明問題がございまして、先の第4回の当審議会におきまして、100歳以上の高齢者の所在確認についてということで、緊急理由による目的外利用ということで事後報告させていただきました。

今回は、また同じような高齢者の所在確認なんですけど、75歳以上高齢者全員の方の安否確認ということで、改めて調査を行いたいということで、本日、諮問にかけさせていただきます。

本人外収集、目的外利用ということで諮問、それから業務委託ということでご報告させていただきます。

めくっていただきまして、事業の概要のところ、よろしいでしょうか。

目的は75歳以上高齢者の安否確認を行うものです。

対象者ですけれども、区内に住所を有する75歳以上の高齢者、23年1月1日現在の方です。

事業内容ですが、75歳以上の高齢者約2万8,000人ほどいらっしゃいます。この方々につきまして、高齢者医療保険の未給付記録、それから介護保険の給付記録、高齢者総合相談センターの相談記録などを目的外利用いたしまして、確認が必要な方を電子データ内で抽出いたします。抽出して安否確認が必要な方の75歳以上の高齢者の方の名簿を作成するというものです。

その後、民生委員さん、あるいは委託の高齢者総合相談センターなどにより安否確認調査を行いまして、その後の2次調査は区職員が行おうというものでございます。

3年ごとにこの調査を行いたいと考えておりますので、今回、23年1月1日現在ということでございますが、3年後は26年ですか、1月1日現在ということで行いたいと考えております。

それから、実施予定のところですが、すみません、恐れ入ります、平成22年と書かれていますが、23年の間違いでございますので訂正をお願いいたします。

23年1月に対象者リストを紙ベースですけれども作成いたしまして、これを1月中旬に民生委員さんなどにリストを提供して、訪問して安否確認をしていただきます。2月末にそのリストを回収いたしまして、なお所在不明という者が出た部分につきまして、3月、区職員による2次調査というものを予定しております。

それから、リストは出張所別に紙で出力させたいと考えております。

対象者数ですけれども、75歳以上の安否確認の必要な数ということで、2万8,000人の中から医療の記録、介護保険の記録、相談記録などで抽出いたしまして、大体1割ぐらいじゃないかなと。2,800人ほどというところで、今のところ想定しているのはそのような数字でございます。

それで、もう1枚めくっていただきまして、まず最初は、これは本人外収集の諮問でござい

ます。

75歳以上高齢者安否確認の対象者にかかる高齢者医療の未給付情報の収集についてです。

保有課は、高齢者医療担当課です。

登録情報は、後期高齢者医療制度に係る運営です。

収集する個人情報項目ですが、収集対象者の範囲は後期高齢医療保険者のうち、平成22年7月から12月までの未給付者。3年後には、この3年後の同じ時期の未給付者というものを予定しております。

収集する項目ですが、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所です。

収集した情報はCD-R、電子データに落として利用いたします。

収集の相手方ですけれども、これは東京都の後期高齢者医療広域連合です。本人から直接収集しない理由ですが、この情報は、この後期高齢者医療広域連合のみ保有している情報であるということです。

収集、これは3年ごとに行いたいということです。

次、めくっていただきまして、目的外利用が何件かありますが、その第1件目ですが、まずは戸籍住民課から外国人登録業務の情報でございます。登録原票、それから中央電算のほうのホストデータです。それをデータで提供を受けまして、目的外利用を行う情報項目といたしましては、75歳以上の外国人の高齢者で住所、方書、氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、性別、世帯番号というところで、世帯番号はこれは先ほどの後期高齢からもらうデータとも比べましてふえているんですが、これ住基情報と突合せさせるために必要なもので入れております。これを紙データで打ち出します。

それから、次めくっていただきまして、目的外利用の2番目の項目でございますが、これは介護保険サービスの給付情報です。介護保険課保有の介護保険システムの中からデータで提供を受けまして、目的外利用を行う情報項目ですが、直近の介護保険サービスの給付の有無、あり、なしですね、すみません、「有」の後ろに「無」という漢字が抜けております。申しわけありません、追加してください。これも平成22年7月から12月までの給付情報というふうに考えております。これも利用を行う際は紙媒体で、3年ごとということです。

次めくっていただきまして、目的外利用の3つ目でございます。

これが、高齢者相談記録の目的外利用。これは高齢者サービス課、私どもの課で保有していますが、地域包括支援センター、高齢者総合相談センターで、10カ所ありますがそこで持っています相談及び申請受付の記録でございます。窓口相談支援システムから、これもデータで提

供を受けます。目的外利用を行う情報項目としては、高齢者相談記録の有無というところがございます。

次をめくっていただきまして、次が目的外利用の4番目になりますが、こちらのほうも高齢者サービス課が保有しております、ひとり暮らし高齢者の情報誌の訪問配布、いわゆる「ぬくもりだより」と呼ばれているものでございますが、このデータでございまして、これはシステム上のデータと紙のデータもございます。それをこちらの安否確認のほうに提供してもらうということです。

次めくっていただきまして、目的外利用の5番目、これが先ほど広域連合からいただきました後期高齢者医療の未給付情報の記録です。保有課は高齢者医療担当課で、後期高齢者医療システムからデータ提供を受けまして、目的外利用を行う情報項目は後期高齢者医療の未給付情報の記録、22年7月から12月まで。これを紙に落として利用するというものです。

めくっていただきまして、これが最後のところになりますが、これは高齢者総合相談センター、こちらのほうにこの安否確認が必要な情報を提供して、民生委員さんのほかにこの高齢者総合相談センター、こちらのほうで調査を委託するというので、項目の追加でございます。

こちらの高齢者総合相談センターにつきましては、平成17年の第7回のこの本審議会におきまして、相談受付業務委託ということでご承認を得ております。この安否確認の情報、これを提供して、高齢者総合相談センターのほうで業務委託するということでございます。

こちらのほう、紙で提供いたしまして、これも委託に当たり情報保護ですが、23年1月から3月までといたしまして、調査終了後は紙で打ち出したその安否確認の内容は回収いたします。

受託事業者につきましては、取扱責任者などはあらかじめ指定してはつきりさせるとともに、提供された情報は金庫、キャビネットで保管するというものでございます。

それから、もう一つ、目的外ということで、民生委員さんのほうに提供するんですが、それは次の44番のほうでご説明させていただきます。

私のほうは以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】ちょっとご確認なんですけれども、この医療費未給付というと、相当健康な人もいると思うんですけれども、高齢者でも。私たちの団体でも、何も病氣ない人もいますけれども、その人は健康診断、ここでやっていただいているんですよ、新宿区のほうから。後期高

齢者でも独自に東京都やっていますよね。それを受けて、私も受けなさいと受けている人も結構いるんです。そちらほうからも収集されると思うので、それはこれについていないものですか、それはどうなっているのかと思って。お願いします。

【高齢者サービス課長】今、健康診査ですけれども、皆さんが受けてくださっていただければよろしいんですけれども、受けてくださらない方もいらっしゃいます。ということで、一番確実なのは、今、後期高齢、いろいろ問題ありますけれども、この後期高齢の医療というところで見まして、そうすると75歳以上の方全員該当いたします。そして、利用されていない方という方の情報をいただくのが、一番確実で迅速にできるというところで、これを使わせてもらおうということなんです。

【鍋島委員】健康診断受けている人も未確認ということになっちゃうわけですよ。受けていれば、こっちお返事ありますよね、こちらに、受けたという。その中には痴呆症の予防のが入っていますから、私、区役所行きますけれども。

【高齢者サービス課長】情報としてはこちらのほうに来るんですけれども、これ、今ちょっとご説明が長くなりましたけれども、目的外利用だけで5件ばかりありまして、またそれにもう一つ輪をかけてということでも、ちょっと全員というわけでもないんで、それで得られる情報が。ということで、後期高齢からの医療給付情報で、そういう意味では十分かなと考えております。

【鍋島委員】それは、収集されないということですね。

【高齢者サービス課長】はい、そうですね、考えておりません。

【会 長】はい、どうぞ。

【井上委員】前々回の議論であったかどうか忘れたんですけれども、3年ごとにこれ、安否確認やるというのはどこか別のところで決まったんですか。

【高齢者サービス課長】いえ、これ、私どもが3年ごとというのは、民生委員さんの改選時期をねらって、3年ごとの調査でよろしいのかなと。本来もっと頻繁にやったらよろしいのかもしれないけれども、3年ごとぐらいでよろしいのかなという判断で、件数も大変多いですから。

【井上委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】今、井上さんが言われた問題と関連しているんですけれども、審議会承認

後、3年ごと。つまり、この審議会だよ。そうすると、45資料の議題は5件関連しているんだけど、平成22年11月2日承認ですよ。ですね。そうすると、3年ごとというのは、平成25年11月2日と解釈するんですか。それとも、その周辺に開かれた個人情報審議会を指すんですか。そこら辺が非常に特定されていない、あいまいな期間なんだよね。そこら辺をちょっと教えてください。

【高齢者サービス課長】区といたしまして、この調査の実施は3年ごとということで考えておりました、ですから、こういう抽出するという作業ですね、これを今ご承認いただければ、3年後も同じことを繰り返させていただこうと考えております。

【久保（合）委員】3年ごとというので、25年4月1日から行政は始まるんですよ、サイクルが。25年4月1日以降のどこかでというふうに考えればいいの、3年ごとという期間の考え方は。

【高齢者サービス課長】そうですね、そういうことになりましたが、調査そのものは民生委員さんの改選後ということですので、12月か1月か、その辺のところを考えております。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ。

【赤羽委員】個人情報の視点からいくと、例えば高齢者総合相談センターの中で、調査終了後回収をされるというのは当然の帰結というか流れだと思うんですけども、基本的に、例えば当然見守りが必要で、現場的にはもう本当に大事な資料ですよ、本当でしたら。

それは例えば、審議会的にはオーケーと言わざるを得ないんですけども、現場的には本来だと総合相談センターでそれなりに活用すべき情報でもあるわけですよ。その辺はちょっとどういうふうに理解をされているんですかね。

【高齢者サービス課長】高齢者総合相談センターにおきましては、平成17年のときにこの本審議会でご承認いただきまして、もともとデータを持っています。それで、今回お渡しするのは、特にちょっと区が1次調査したけれども、もしかしたら安否確認がすぐ必要だよという方のリストをお渡しするというだけでございますので、これですぐ現地へ飛んで、見守りに行っていただいでやっておけば、あとはご自分たちでそのデータを持っていますから。

【会 長】よろしいですか。

どうぞ、森岡委員。

【森岡委員】これ、システムがどういうふうにやる、検索するのかわからないんだけど、この表面上では紙に全部打ち出した後、その各何種類かあるのを職員が自分で目で追っかけて

必要な項目を抽出するのか。

もしもそうだとすると、多分大変な作業なんで、全部がマスターテープに入っていれば簡単に同じテープを回せば、あっという間に作業できるかもしれませんがけれども、多分皆さんの仕事は、個々のコンピューターに入っている情報もあるから、一度に解決するという事は難しいかもしれませんがけれども、職員の手で追っかける作業、これ2万8,000人がまず母体としてあるわけですね。その辺をこの次が3年後というのであれば、何かシステム的にもう少し、テープを同時に回しながら検索できるようなこと、これまたシステムをつくと金がかかる問題ですから何とも言えませんけれども、何か方法論としては今後の課題、これずっと行方不明の人は出てくるわけですから、やはりそういうシステムを考えていっていただきたいなという意見だけです。

【会 長】はい、どうぞ。

【高齢者サービス課長】2万8,000人そのものは、これ後ほど民生委員のほうの44番のほうで説明させていただきますが、そちらのほうで全件出します。それで、今、こちらの45番のほうでお話し申し上げているのは、この2万8,000人の中から、システムによって医療給付記録がない方、あるいは介護の給付記録がある方、相談記録がある方と、システムによってふるい落として2,800人に持っていこうということで、一度これつくっちゃいますと、もうシステム的にはできていますので、そういう意味では今、委員おっしゃられたように、すぐ使えるという形にはなります。

【森岡委員】いずれにしても手作業でやっていくということになると、最終的には大変なので、やっぱり今度は時間かけて、少し工夫する場面があるんじゃないかなという、直感ですけどもね。

【会 長】ほかにございますか。

はい、どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】かわのです。

これは、いわゆる100歳以上の高齢者とか、あるいはそういう面では高齢者の安否確認ということでそもそもスタートしているんで、そういう面では高齢者サービス課が担当するというのは、そういうふうになるのかなと思うけれども、一方では、本来、住民基本台帳に載っている人がそこにいるかいないかというのは、これはどちらかという、75歳以上だから高齢者サービスかもしれないけれども、本来は戸籍住民課というのか、そちらの仕事でもあるんじゃないかなというふうに、私はこのニュース聞くたびにかねがね思っているんですね。

これが例えば65歳以上になったらどうするのか、50歳以上になったらどうするかということも含めて考えると、そうすると、もっとやっぱりそことの連携みたいなのをここからずっとやっていく上において、そうすればもう少しその個人情報、戸籍住民課の中ではかなり抱えているわけがあると思うので、その中でやれることというのは出てくるのではないかなと思うので、今回はこれであれですけれども、3年ごとにやっていくというようになってくると、もう少しそういうところの協力というのか、そことの連携みたいなものも考えていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

【高齢者サービス課長】ありがとうございます。

これ、高齢者サービス課だけで手に負えるものではございませんので、こちらの事業の概要のところにも、2次調査は区職員が行うと書かせていただいております。この区職員というのは、高齢者サービス課、福祉部の職員だけではなくて、もちろん戸籍住民課、それから出張所の職員を含んだ形で。ですから、今予定していますのは2万8,000人のうち2,800人ぐらいが多分安否確認必要じゃないかと。その2,800人を民生委員さん280人いらっしゃるのでもって回っていただいて、なおまだ、多分残ると思われまして。そういう残られた方につきましては、区の職員が今、かわの委員おっしゃられたように、戸籍住民課なり特別出張所の職員を含めまして調査に行って、しかるべく処理をするということを考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】補足をさせていただきますと、確かに今、かわの委員ご指摘のように、住民票等があるけれども住んでいないという方が新宿の場合にはいらっしゃいます。そういった意味で、そういった通知が返ってくる、公のこちらの区役所から出したものが返ってきた方については、出張所のほうで調査を行っております。それに基づいた職権削除というのを適宜行うような形となっております。

【会 長】よろしいですか。

【かわの委員】だから、いろいろなそういうこともやっているんでしょうけれども、どうも高齢者サービス課にずっとそこだけでやるというのは、かなりそもそも無理があるんじゃないかなと思うので、そういう面では、もちろん高齢者の安否確認ということであれば、この項目であれば当然ですけれども、もっと広い意味で区民全体のことを考えるということもあるでしょうから、そういうのは今後の中でそれらも含めてまた考えていってほしいということだけ、それを申し上げておきます。

以上です。

【会 長】いいですか、かわの委員。

ほかにございますか、何か。

では、本件は承認でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】承認ですね。承認いたします。どうもご苦労さまでした。

公文書では、前期高齢者、後期高齢者というふうな表現は使わないわけですね。75歳以上高齢者になりましたけれども、もう前期高齢者、後期高齢者というような表現は使わないわけでしょう、新宿の場合には、前から言っていましたように。

[発言する者多し]

【会 長】どうも失礼いたしました。

それでは、次の資料にまいります。

次は、資料44ですね。資料44、「民生委員の訪問活動用リストの提供について」でございませぬ。

それでは、ご説明、よろしく願いいたします。

【地域福祉課長】福祉部地域福祉課長、吉村と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料44、民生委員の訪問活動用リストの提供について、お願いいたします。

まず、目的外利用が1件と外部提供が1件でございませぬ。

事業の概要でございませぬが、この前の案件である「75歳以上の高齢者の安否確認について」の中で、民生委員さんに、安否の確認ができない方について訪問をしていただくということがありました。その件についての内容でございませぬが、そもそも民生委員さんは、本来業務として訪問活動、友愛訪問という名前でお呼びしておりますが、いろいろな面で支援が必要な方への訪問活動は実際に行っております。

今回、高齢者の方の安否確認を行うに当たって、この安否確認を行うだけではなくて、この友愛訪問の活動事業を充実をさせたいというふうに考えておきまして、3年に1回の改選期に当たるときに、75歳以上の高齢者の方全員に対して見守り活動の目をもって行っていきたいと考えています。ただ、全員の方に訪問できるわけではございませぬので、安否確認が必要な方の情報をいただいて、そこを中心に訪問をしていくというふうな内容でございませぬ。

1枚めくっていただきまして、1点目の目的外利用は、この訪問の対象には外国人の方も含めていくということで、戸籍住民課の所有している外国人登録業務の中の75歳以上の高齢者の方の住所、方書、氏名、カナシメイ、年齢、性別、これを利用させていただくというものでございませぬ。

ございます。

利用の時期、期間につきましては、12月1日から3年間でございますので、明けて1月、この時期に訪問していただくということで、当初は23年1月に行います。それ以降、3年ごとのこの新規に合わせてやっていきたいということで、3年ごとでございます。

続きまして、2枚目のその次の目的外利用につきましては、このリストについて民生委員さんにお渡しするというための目的外利用でございます。

情報は、高齢者サービス課の持っている75歳以上の安否確認の必要な方のリスト、これと75歳以上の方のリストを突合いたしまして、そこに必要な方のフラグが立っているようなリストを抽出いたします。これを次の外部提供の内容になりますが、民生委員さんのほうに外部提供していくというふうに考えております。

外部提供に当たっての情報保護対策でございますが、提供するリストについては、担当民生委員さんの氏名を印字作成して、保管等の責任を明確にしていきます。

提供リストについては、自宅保管をしていただきます。

それから、個人情報の取扱いについては、民生委員さんは定期的に研修を重ねており、この取扱いの徹底を図っていきたく思っております。

また、提供したリストは、3年ごとの更新時に回収を義務付けます。

また、民生委員さんにつきましては、民生委員法により守秘義務が課せられております。

また、リストは専用ホルダーをつけて提供するとともに、持ち出しは厳禁としていきたいと考えております。

以上で雑駁でございますが、報告は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

どうぞご質問、よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】 かわのです。目的外利用を行う情報項目ということで、最初の1枚目のほうは①から⑥まで住所から性別まで出ていますけれども、ほかのところも具体的にそれぞれ出ているんですけれども、民生委員リストのほうの関係については、安否確認を行う対象への情報ということなんだけれども、これは具体的にどんなものかというのは。それがどんなものかその目的外利用を行うかということで極めて大事なことだと思うんですけれども、これはどういうことなんですか。

【地域福祉課長】 資料45のほうでご承認いただきました高齢者サービス課で作成する、これら

さまざまな目的外利用をして作りました安否確認が必要な方の情報ということになります。

収集するものについては、氏名、カナシメイ、性別、生年月日、住所ということで、高齢者サービス課のほうで利用をしていくということで考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】さっき言った資料45で出されたほうについて、いろいろ調べますよね。例えば高齢者相談記録の有無とか、あるいはその前にあるように、介護保険サービスの給付のありなしとか。それが全部、その民生委員のところに行くんですか。

【地域福祉課長】まず、75歳以上の高齢者の方のすべてのリストというものがあまして、高齢者のサービス課のほうで抽出をした安否確認が必要な方について、そのリストの横に、この方は必要であるということで印がついてきます。情報をもらって、1つのリストにして、それを民生委員さんごとに分けたものについて打ち出しをして、民生委員さんにお渡しして訪問に活用していただくと、そういう流れでございます。

【会 長】はい。

【かわの委員】そうすると、これ、もうちょっと正確に。安否確認を行う対象者の情報というのが、対象者の名前とか住所とかそれだけでいいわけ。それとも、その人が例えばさっきの45のところで行ったみたいに、介護保険のサービス給付があるかないかというのは別に関係ないですよね。あれば、もうそれでおしまいでしょう。ないということだけだから、もう情報というのは何かいろいろなものがあるようなちょっと錯覚をするんですけども、対象者ということでしょう。

【区政情報課長】これ、今、委員がご質問いただいているのは、この目的外利用ということなんですけれども、高齢者の名簿がもう既にあるわけなんです。それは住民基本台帳から抽出していますので、目的内利用になりますので、本審議会の議事の対象にはならないんですけれども、その名簿に要するに印がつくということです、フラグが。そのフラグがつくということが目的外利用ということで、今回出させていただいているものです。要するに旗というんですか、フラグ。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】私が言うのは、ここの書き方が、対象者の情報というふうになると、何かいろいろな、その対象者名という感じなんでしょう。

【会 長】はい、どうぞ。

【地域福祉課長】名前だけでは特定されない場合もありますけれども、その方がきちんと特定

をされるのに必要な情報ということになります。

【かわの委員】だから、私がちょっとここで心配したのは、要は、そういう細かいことまで全部民生委員の人に、これをもって出ていくのかどうなのかといえば、ちょっと。だから、ここで言う情報というのは何ですかということ逆を聞いたんですけども、そういう面ではその75歳以上の高齢者がずっとあるうちで、そのうちのこの人とこの人とこの人の安否確認をしてくださいという、そういうまさに今フラグと言ったけれども、印のついたものをその人の分の地域のところだけ渡すと、そういう認識でいいんですね。そういう情報なんですね、ここで言うのは。

【会 長】はい。

【地域福祉課長】そのとおりでございます。

【かわの委員】はい、わかりました。

【会 長】だれか民生委員の方の委員のご存じですか。
どうですか。

【鱒沢委員】75歳以上の私の担当区域に住んでいる75歳以上のリストが渡されて、さまざまなフィルターでかけられて、ぜひ見守ってほしいという方のところに印がついてきて、丁寧に見守るといふように理解しております。

それと、その台帳を持つことによって、日ごろからの友愛訪問とか民生委員活動に使わせていただきたいというふうな理解をしております。ぜひ、これからの民生委員活動に必要なであるというふうに私たちは認識しておりますので、よろしくお願ひしたいという気持ちです。

【会 長】はい、どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】貴重な時間を個人的な勉強に使うようで恐縮なんですけれども、民生委員の本来業務である訪問活動を友愛訪問と言うと書いてありますね。それでは、それ以外の友愛訪問以外の訪問活動を何て呼ぶんですか。参考までに教えてください。

【会 長】はい、どうぞ。

【地域福祉課長】特に名前はないので、普通に訪問活動というふうに言っていると思います。

【会 長】はい。

【久保（合）委員】あともう一つだけ。

友愛訪問という名称をつくったのはどこですか。全国共通ですか、新宿区独自ですか、東京都独自ですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【地域福祉課長】これは全国的に福祉の分野で使われている名称のようで、訪問員の方がひとり暮らしであるとか、経済的に困窮しているとか、そういう課題を抱えている方の自立を促すために戸別訪問する活動をそのように呼んでいるということで、これは福祉の分野で一般的に用いられている用語というふうに理解しております。

【久保（合）委員】はい、ありがとうございました。

【会 長】ほかにないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は承認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

それでは、次に、資料46にまいります。「東京都後期高齢者医療広域連合への介護保険認定状況等の情報提供について」でございます。

それでは、説明、よろしく願いいたします。

【介護保険課長】介護保険課長の峯岸でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。件名が「東京都後期高齢者医療広域連合への介護保険認定状況等の情報提供について」ということでございます。

事業の概要ということでございますが、東京都の後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療制度において医療給付を行っている被保険者について、要介護もしくは要支援状態では算定できない診療報酬の内容があるかどうかを、いわゆるレセプト点検という作業の中で点検するために必要な介護保険の認定情報を提供するというものでございます。

対象者としましては、後期高齢者医療制度の広域連合のほうから、対象として氏名、生年月日が指定がされてまいりまして、この方たちについてどうでしょうという照会がございます。それに対して、介護認定情報を提供するというものでございます。

様式のほうを見ていただきたいと思います。別紙のほうになりますが、外部提供の相手方は上から4行目ですね、後期高齢者医療広域連合、それから外部提供を行う理由は診療報酬明細書の点検と精査、外部提供を行う情報項目ですが、氏名、生年月日、対象年月、ここまでが広域連合のほうで指定してくるリストの内容になります。

それに対しまして、その方たちの要介護（要支援）認定の有無、要介護状態の区分、それから認定日と認定有効期間について回答を差し上げるという形になります。

媒体は紙、それから外部提供に当たっての情報保護対策ですが、情報提供時に広域連合に対

しまして、広域連合自体が持っている個人情報の保護条例の第14条、適正利用の原則の規定になりますが、そこと第15条、目的外利用及び外部提供の制限、この部分の条文の遵守を求めるというところがございます。

外部提供の相手方としての情報保護対策は、広域連合で持っている個人情報保護条例に基づき適正に利用していただくということになります。

外部提供の時期ですが、この本審議会で承認をしていただいた以後の依頼から対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、質問のある人、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ。

【川村委員】川村です。

事業内容のところで教えていただきたいんですが、要介護状態では、後期高齢者医療制度、医療保険で算定できない診療報酬があるかどうかということなんですけれども、具体的には、ここは内容というのはどういう内容なんでしょうか。

【介護保険課長】少し専門的な表現になりますが、要は在宅で医療を受けている方たちが、さまざまな訪問医療を受けている際の、それが医療給付である場合と介護保険からの給付である場合があります。今回、この本件に該当する診療報酬の名称というのは、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料という名目のものと、それから在宅患者訪問薬剤管理指導料という、この2種類のものが医療保険で給付すべきものというふうになっているにもかかわらず、介護保険の適用であれば、介護保険のほうから介護保険の対象とすべきところを医療保険のレセプトの中にこの項目が請求されていると、それは不正なということになるので、点検の対象になるということになります。

【会長】はい、どうぞ。

【川村委員】そうすると、すみません、在宅訪問、お医者さんが行って訪問リハビリの指導を行うのと薬剤の管理、これはお医者さんなのかな、看護師さんなのかな、よくわからないんですけれども、それを行う場合に、要介護（要支援）状態であれば介護保険からの給付になりますよと、こういうふうなお話だと思うんですけれども、実際、不正といいますか誤った請求というのはどの程度あるものなんでしょうか。

【介護保険課長】今回照会がありましたのは、1月分ですが、1カ月について4名の照会があ

りましたので、その程度の頻度では出てきているのかなと。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】そうすると、ちょっと点数のどれぐらいの点数がそれぞれつくのかわからないんですけれども、いわゆる介護保険のほうでつけたほうが有利になるということなのかな、不利になるというか、よくわからないんですけれども、どうしてそういう請求が起こるのか。不正だというふうなお話なんですけれども、どういうことが理由でそういう請求が行われるのか、お伺いしておきたいと思います。

【介護保険課長】不正という言い方は、すみません、私の言い方がちょっと正しくないんですが、要は、今申し上げた2つの項目は医療保険の診療報酬としてきちんと区分分けをされている項目です。ただし、これが要介護認定を受けている方については、適用してはならないという厚労省の告示で、別紙でいろいろな項目があるんですが、その中のものになります。

いわゆる訪問リハの指導管理、それから在宅訪問、薬剤管理、これ薬剤師さんがやるんですが、そういったものは介護保険制度の中できちんと制度として介護報酬の対応できるサービスとして、こういうものはありますので、介護保険優先ということで介護認定をされている方であればされているはずなので、これがさらに医療保険の診療請求に出てくるのはおかしいということになります。

【会 長】1つお伺いしますけれども、この広域連合というのはあれですか、特別地方公共団体としての広域連合ですか。

【介護保険課長】そうです、後期高齢の、はい。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】事業内容は今ので大体わかったんですけれども、ちょっと参考までに教えていただきたいんですが、この事業に対して広域連合から区のほうにそういった情報提供を求めるリクエストというのは、月に1回定期的に来るのか、それともその適宜来るのか、その辺はどうなっているんですか。

【介護保険課長】広域連合のほうの事情として、実は会計検査院から指摘を受けたということがどうもあったようでございまして、今年初めて実は文書で依頼がありました。これで承認されれば、毎月所定のリストの照会が送られてくるのではないかというふうに考えております。

【川村委員】はい、わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は承認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

それでは、次にまいります。資料47です。「レセプト情報管理システムの導入について」で
ございます。

どうぞご説明、よろしくお願いいたします。

【生活福祉課長】生活福祉課長でございます。

レセプト情報管理システムの導入について、電子計算機による個人情報の処理、開発、変更、
それと外部との結合についてご説明申し上げます。

1枚おめくりをいただきまして、目的でございますけれども、レセプト情報を社会保険診療
報酬支払基金よりオンラインで受領し、レセプト情報の管理を行うというものでございます。

対象でございますけれども、生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援受給者でござ
います。

現在、医療機関からのレセプト情報でございますけれども、支払基金を経て保険者へ紙媒体
で送付されているものが、23年度からは、医療機関から支払基金のほうにレセプト情報が一部
例外を除いてすべてオンライン化されることとなります。

この一部例外の医療機関でございますけれども、常勤保険医がすべて65歳以上、また現在、
手書きレセプトの医療機関でございます。

ということで、オンライン化されることに伴って、生活保護受給者並びに中国残留邦人等
に対するレセプトの情報管理システムを21年度に開発して、開発するシステムを国のほうで行っ
ておりますので、全国の福祉事務所へソフトウェアの提供を行っているというものでございま
す。

そのため、レセプト情報管理システムを導入し、検索性の向上、また保管スペースの省力化
を図るというものでございます。

参考までに、現在の生活保護受給者の状況でございますけれども、22年6月現在で7,587世
帯、8,691人、中国残留邦人等に対する支援受給者につきましては28世帯、46人でございます。

レセプトの件数でございますけれども、年間約20万件でございます。

1枚おめくりをいただきまして、レセプト情報管理システムの導入でございますけれども、
まず、記録される情報項目で、1つは被保護者基本データということで、生活保護受給者、中
国残留邦人の支援支給者のケース番号以下13項目でございます。

それから、レセプトデータでございますけれども、これは国のレセプト仕様に定められてい

るものでございますけれども、保険者番号以下59項目でございます。

1つ飛びまして、新規開発・追加・変更の内容でございますけれども、これらのシステム化に伴いまして、現在、生活福祉課のほうで動いております生活保護システム並びに中国残留邦人等に対する支援システムの改修を行うというものでございます。

開発等委託する場合における個人情報保護の対策としては、3つございますけれども、システム導入及び改修過程では、区民の情報に直接触れさせない、ダミーデータを使う、職員が立ち会うということでございます。

この審議会を通りまして、22年12月に機器を設置し、1月に仮稼働、2月に本稼働という予定でございます。

次に、1枚おめくりをいただきまして、外部との結合でございますけれども、結合される情報項目でございますけれども、診療年月以下、ここに記載されておりますのは34項目になります。したがって、先ほどご説明をいたしましたレセプトデータ項目59項目のうち、34項目が基金のほうから送られてくるということでございます。結合の相手方は社会保険診療報酬支払基金でございます。

1つ飛びまして、結合の形態でございますけれども、支払基金が提供するVPN（バーチャルプライベートネットワーク）、いわゆる基金との専用回線で結合をするというものでございます。

1つ飛びまして、情報保護対策ということで、支払基金が提供する電子証明書を購入し、また結合するパソコンはスタンドアロン、いわゆる単体構成として他のイントラネット等との接続をしないことにより保護を行うというものでございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら。

はい、どうぞ、川村委員。

【川村委員】川村です。

今の、国からの義務づけの中でやらなければならないことだということなんですけれども、生活福祉課で扱っている情報の中でも、これは非常にセンシティブな情報そのものだと思いますけれども、今回は、外部に結合するのは社会保険医療報酬支払基金に情報を提供することなんですけれども、そのほか、外部にこういう生活保護を受けている方の情報が結合されているものというのは、ほかのデータでは何かあるのでしょうか。

【生活福祉課長】現在は、私どものほうで福祉事務所、いわゆる生活福祉課、保護担当課で動いているシステム、生活保護システムでございますけれども、他に結合されているということはありません。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】当然そうだと思うんですね。それこそ庁内なりこの中で完結するものであるはずだと思うんですけれども、それだけ非常にデリケートな情報だと思うんですが、外部に結合していくのは、これはいわば義務的な内容ということではあるんですけれども、当然そういう安全確保、セキュリティというのはされているということは前提なんですけれども、ぜひ慎重の上にも慎重に取り扱い、手続含めて、していただく必要があるというふうに思います。

【会 長】はい、わかりました。ご意見として受けとめてくださいね。

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は承認ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうもご苦労さまでした。

それでは、資料48にまいります。「音声版『選挙のお知らせ』の作成及び送付について」でございます。

ご説明、よろしく願いいたします。

【選挙管理委員会事務局長】選挙管理委員会事務局長でございます。

それでは、音声版「選挙のお知らせ」の作成及び送付についてということでございまして、1枚めくっていただいて、事業の概要のほうをごらんください。

目的でございますが、新宿区議会議員選挙及び新宿区長選挙における選挙公報の発行に関する条例第2条に基づき発行する選挙公報について、ほぼ同内容の音声版「選挙のお知らせ」を作成し、点字を解さない視覚障害者に送付することにより、候補者情報の提供を行うというものでございます。

これについては、その事業内容のところに記載ございますけれども、国政選挙、あと東京都の選挙の関係につきましては、既に音声版「選挙のお知らせ」がございまして、平成19年7月執行の参議院選挙のときから送付されております。

新宿区選管の取扱いになる区長と区議会議員選挙について、今回、同様の音声版の「選挙のお知らせ」を送付させていただくと、そういうものでございます。

音声版「選挙のお知らせ」の概要、そこに1として記載ございますけれども、区議会議員選挙と区長選挙のたびに発行すると。送付方法につきましては、2のところでございますが、対象者名簿に基づきまして、受託業者から発送させていただくと、そういうものでございます。失礼いたしました。もう一つ、別紙で目的外利用関係といたしまして、音声版「選挙のお知らせ」作成・送付業務に係る目的外利用についてと、これをごらんいただきたいと思います。

それと、社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会のほうに委託するという内容でございます。

【会長】よろしいですか。

はい、どうぞ。

【赤羽委員】すみません。この委託先で、例えばこういった視覚障害者の関係団体って、新宿区いろいろありますよね。今回というか、ヘレン・ケラー協会さんが請け負って、ずっとこれから以降継続ということなんですけれども、例えば点字なんかの広報なんかは、比較的私の知識だと、毎回、毎回入札なんかで、何グループかが結構しのぎを削って大変なんだそうなんですよ、実は。それぐらい、区には視覚障害者関係の団体が固まってある中で、別にここがいいとか悪いとかというんではなくて、ここが委託先として選ばれた理由というか、それがもしご説明していただければお願いします。

【選挙管理委員会事務局長】選挙のほうの今回のお知らせに関して申し上げれば、広報の点字版だとか音声版をこのヘレン・ケラー協会のほうに委託してございますので、同じ情報というか名簿を使わせていただくと、そういうものでございます。

【会長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

今、局長からお話ありましたように、今回は東京ヘレン・ケラー協会なんですけれども、区政情報課では、音声版と点字版も含めまして毎年入札で行っております。今回、「声の広報」を行っているのは東京ヘレン・ケラー協会という形になります。

【会長】ほかにありますか。

どうぞ。

【かわの委員】それで、目的外利用を行う情報というのは、そういう人の氏名、住所、電話番号ということなんですけれども、いわゆるこの最初の事業内容のところにある、対象者名簿に基づきというふうになると、いわゆる点字が読める人はこれは必要ないわけですよね。だから、点字が読めなくてその声を聞きたいという、大体どのぐらいというふうに把握していますか。何人ぐらい。

【選挙管理委員会事務局長】今回は、60本を想定しております。

【かわの委員】そうすると、60本あれば間に合うという、そういうことなの。それとも実数はもっとあるだろうけれども、実際に利用されているのはその五、六十ぐらいじゃないかという、そういう認識ですか。その辺はどっちなんだろう。わかりますか。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

今、「声の広報」を行っている方も60件という形になっておりますので、それに合わせたという形になっております。

【かわの委員】そっちので実績があるわけだ。

【区政情報課長】はい。

【かわの委員】はい、わかりました。それはいいです。

【会 長】これは選挙に関係のないことなんですけれどもね、私の授業に難聴者が出席されて、大分いつも手話で聞いていてくれたんですけれども、新宿区から補助を50万取れました。援助が取れて、新宿区から来る形で、大変ありがたかったです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、本件につきましては承認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

次に、資料49にまいります。「（仮称）新宿区立産業会館分館における指定管理者制度の導入について」でございます。

では、よろしくご説明、お願いいたします。

【産業振興課長】産業振興課長でございます。

それでは、（仮称）新宿区立産業会館分館における指定管理者制度の導入について、ご報告いたします。

資料、裏面をごらんください。事業の概要というものがあります。

事業名といたしまして、（仮称）新宿区立産業会館分館における指定管理者制度の導入でございます。

これ、耳なれない施設名かと存じます。現在、西新宿6丁目に産業会館というものがござい

ます。それに加えて、今後、現在高田馬場1丁目にシルバー人材センターが入っている建物がございす。そこが今後、転出予定ということがございすので、その施設を活用して、そこに産業会館の分館というようなものをつくっていこうということでございす。

このあたりの条例改正等については、本年の第4回区議会定例会、こちらのほうに提案させていただけたらということで考えております。

これ、分館といいますと、それでは中身はどういうことをするかということになりますと、この目的のところ、①から③という形で書かせていただいております。民間事業者の経営ノウハウや創意工夫を生かした事業展開、ニーズへの対応、以下記載のとおりでございすけれども、これ一言で言いますと、いわゆる一般的にインキュベーション施設、または創業支援施設、こういう言われ方してはいますけれども、今後創業していこうというような方々を支援していく施設ということで活用していきたいということで考えております。

規模といたしましては、図書館の閲覧室的なもので、シェアードオフィスというような言い方を一般的に言っておりますけれども、そこが約30人ぐらい登録して、実際のスペースとしては10席を設けると。常時そこに座っているということではありませんので、登録者の人数は少し多目になりますけれども、規模的には10席。それからあと、小部屋ということで、オフィス、事務室として使う。こういったところを2つ程度設けていきたいということで考えております。

そして、そういう施設について管理、それからそういう創業者の育成、これを指定管理者にやっていただくというのが事業の概要というような形になります。

このあたり、事業内容のところには記載させていただいておりますけれども、そのところで特に、例えば館の開館時間、これについても今後、通常私どものほうの施設ですと夜間は遅くて10時、現在、産業会館は10時までということですが、いろいろそこで事業をやられるという方を予定していますので、もう少し遅く、例えば12時程度というところまで長時間の開館ということを考えているという状況でございす。

また、あと中身については、単に場所貸しということだけではなくて、そこで例えば創業・起業に必要ないろいろな情報、そういう相談に応じたり指導を行うというようなものを行っていききたいということでございす。

そして、3ページ目をごらんください。そして、大変申しわけございせん、この部分、本日、机上で差し替えということで配付させていただいております。

差し替えた内容についてなんです、この表の真ん中のところに、指定管理者が取り扱う個人情報項目ということで氏名、生年月日等々書いてございすけれども、この一番最後に、

相談内容（創業計画等）という、この部分を追記させていただきました。大変失礼いたしました。

それでは、この資料に基づきご報告いたします。

施設の名称については、記載のとおりでございます、所管課としましては産業振興課。

それから、指定管理者につきましては、今後、条例改正後、公募という形で決めていきたいというふうに考えております。

そして、指定管理者が取り扱う個人情報の業務については、施設の利用承認者及び施設を活用した事業の利用者に関することということで、どういう項目かといいますと、氏名、生年月日以下、記載のとおりのようなものを取り扱うということで考えております。

個人情報項目の記録媒体としては紙、そして指定管理の開始期間、期限ですけれども、平成23年10月1日から26年3月31日までということで、2年6カ月ということで予定しています。指定管理者の場合ですと、通常3年、5年という形になりますけれども、今回、その施設改修の関係がございまして、年度途中からのオープンという形になりますので、10月から。そして、この施設自体、新宿区としましても初めての施設ということでございます。一番最初の指定管理の期間については2年6カ月ということで、以降5年ごとにとという形で考えていきたいというふうに考えております。

指定管理者としての情報保護対策としては、取扱責任者等をきちんと決めるとともに、情報は施錠できる金庫、キャビネットに保管するという、そして、区が行う情報保護対策としては、4ページ目になりますけれども、秘密の保持、目的外利用、適正な管理等を行うこと云々、こちらの特記事項をつけた上で協定書を取り交わすというようなことで考えております。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

いかがですか。どうぞご質問ございましたら、よろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

【川村委員】すみません、1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、これ、事業内容がビジネスインキュベーションですよ。それで、指定管理者が取り扱う個人情報の項目で、緊急連絡先というのがあるんですけれども、これはどういう場合に必要なのか、どういう想定の上でこの情報が必要なのか、教えていただけますか。

【産業振興課長】この中で、一定程度小部屋として2つのオフィスを用意してございます。一

定程度の閉鎖された空間にもなります。何か事故等があった際の連絡先というのを想定していただきます。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】じゃ、すみません、分館じゃなく、これビズでもこういった緊急連絡先までいただいているんですか、現在。

【産業振興課長】ビズの場合は、通常会議室の貸出しということで、例えば午前、午後、夜間という形で非常に短い時間帯の貸出しになっています。そして、通常は会社の電話番号等が書いてございますので、そこで何かあった際、そこで対応できなければその会社があるわけですから、そちらのほうに連絡できる体制がとれているという形になります。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】ということは、この分館は、先ほど事業の内容で説明されたとおり、ちょっと夜間のほうまでかかるので、そのために必要だという理解でよろしいわけですか。

【産業振興課長】はい、そのとおりでございます。

【会 長】はい、どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】次の消費生活センターにも言えるんですけども、テンポの速い時代に、5年ごとという長期にわたる期限というのは、どういう理由なんですか。

【産業振興課長】区のほうで、指定管理者の指定としての場合、3年、5年というのを基本としていると。そして、5年が長いというのは、メリット、デメリットそれぞれあるかと思えます。委員ご指摘のようなところで、テンポの速い時代に同一業者で5年間やるのはどうなのかということもあろうかと思えますけれども、また、ここの施設については、創業に関する指導・育成というそういうこともございます。そういった点でいうと、一定程度の継続性の確保というようなところもあります。そのあたりのバランスをとった上で、5年ということで考えさせていただきたいというふうに思っております。

【会 長】はい、どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】かわのです。

ここで指定管理者については公募するというふうになっていますけれども、ちょっとこういうことをやる事業者というのはどんな事業者かなというのは、ちょっとひとつイメージがわからないんですが、結構民間でこういうことをやろうというそういう事業者というのは、公募するからにはかなりあるというふうに、そちらではつかんでいるんですか。

【産業振興課長】実際、23区を見ますと、この手の創業支援施設、十数区が既にオープンして

います。直営でやっているところもありますけれども、指定管理でやっているところ、それから業者への業務委託ということであるというところで、そういったところを見ますと、経営コンサルタント会社的なところですかね、こういったところが多く受けていたりしているということは把握してございます。

【かわの委員】はい、わかりました。いいです。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】ここは夜間12時までやるという、12時ですか、10時とか、そのところはあれですけれども。夜間までやるとすると、そこまで管理の方はいらっしゃるわけでしょうか。じゃなかったら、あとセコムみたいなところに任せるのでしょうか。

【産業振興課長】今のところ、私どものほうの想定としては、夜間の12時までには有人ということで、人が必ずいると。いろいろな先ほどの事故の話もありますし、やはり必要ということで有人を原則として、それ以降については機械警備を考えています。

【鍋島委員】この緊急連絡先というのは、そのいらっしゃる管理の人もこれを持っているということでしょうか。

【産業振興課長】はい、そのとおりでございます。

【鍋島委員】はい、わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

金沢市の金沢の駅前に、駅から近いところに芸術村というのがあるんですよ。ここに行ったことがありますして、かつての紡績工場の跡地、建物を利用したところなんです。それでね、市民グループの人たちにいろいろルールつくってもらって、それを上手に守るということをやっているんですね。ですから、夜24時間全部あいていました。24時間、ラップ吹いたりするんですけれども、そういうところの部屋があったりするんですけれども、全部、非常に厳しいルールをつくっておきまして、もうルールを破った団体はすぐ除名するというようなこともやっておられましたけれども。

そういうのは指定管理者制度じゃなくて、一般の市民管理といった方針をとっておられるんですね。私は、指定管理者制度というのも業者さんが大体受けるんですけれども、いい業者さんもありまして、私、そのこと自体どうこう批判するつもりはないんですけれども、もしそこを、ことによったらバラエティがあるような変化があってもいいんじゃないかなと私は思いましたですね。

もうこれは、直接、情報公開制度に関係ないことかもしれませんが、時間があつたの

で余計なことを申し上げましたけれども。

ほかにございますか、何か。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 それでは、どうもご苦労さまでした。

これは、了承でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 どうもありがとうございました。

それでは、あと4件ございます。

資料50にまいります。資料50、「新宿区立新宿消費生活センター分館における指定管理者制度の導入について」でございます。

それでは、よろしくご説明をお願いいたします。

【消費者支援等担当課長】 それでは、新宿消費生活センター分館における指定管理者の導入ということでご説明をいたします。

ただいま小沢課長のほうから説明がございましたが、インキュベーション施設と同じところに消費生活センターの分館が移転してまいるということでございます。先ほどの説明にもございましたが、指定管理者につきましては、同一の業者を今予定しているところでございますので、そのプロポーザルでありますとか必要な要件については、今後検討していくという形でございます。

事業の概要でございますが、件名は先ほどのとおりでございます。

担当課のほうにつきましては、消費者支援等担当課になります。

目的は、ごらんのとおりでございまして、事業内容といたしましては、区民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的といたしまして、利用しようとする者、あるいは区長が必要と認める者に対しまして、会議室等の貸出しを行うことによりまして活動の支援を行っていくというものでございます。

平成23年10月に、現シルバー人材センターの移転後の跡施設に移転をする予定でございます。

それ以降は、ごらんのとおりでございます。

続きまして、別紙のほうを若干説明をさせていただきます。

施設の名称につきましては、新宿区立新宿消費生活センター分館でございます。

指定管理者の名称は、書いてございますが4回区議会定例会の後で事業者を公募し決定するものでございます。

指定管理者が取り扱う事業情報の項目でございますが、氏名、生年月日、住所または勤務先、電話番号、ファクス番号ということでございます。

指定管理の開始時期及び期限につきましては、23年10月1日から26年3月31日までということでございます。

指定管理者としての情報保護対策につきましては、ごらんのとおりでございます。

指定に当たり区が行う情報保護対策につきましては、協定書のほうに別紙の特記事項をつけさせていただきます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞご発言ございましたら、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

【井上委員】基本的に同じなんで、この場合は、先ほどの分と違って、いわゆる消費生活で、実際区民の方のその消費活動なんかについての情報は一切集めないということでもいいんですか。

【消費者支援等担当課長】消費生活の情報を集めるということは、特には想定してございません。

【会 長】ほかにございますか、何か。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件につきましては、了承ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

それでは、資料51にまいります。「東京都国民健康保険団体連合会における電算処理システムの移行（国保総合システム）に伴う電算修正等について」でございます。

それでは、よろしくご説明をお願いいたします。

【健康推進課長】健康部の健康推進課長の杉原でございます。

最初の案件は、医療保険年金課長からご説明をいたします。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長の高木でございます。

私からは、51号の東京都国民健康保険団体連合会における電算処理システムの移行に伴う電算処理修正等についてご説明をさせていただきます。

なぜ私がということなんですけれども、保険者の立場からということで、両課にまたがっておりますけれども、私から説明をさせていただきます。

まず、今回ご報告する案件につきましては、平成20年4月の省令改正によりまして、23年4月、来年の4月から診療報酬を原則オンライン化請求ということに変更になるもので、それに対応するためでございます。

これによりまして、東京都では、東京都国民健康保険団体連合会に事業を委託している62市区町村と、そのほかの国保組合が一斉に更新、変更を行うというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、事業概要等につきましてご説明をさせていただきます。

2ページをごらんいただきまして、事業名、担当課は記載のとおりでございます。

目的は、被保険者の疾病・負傷・出産または死亡に関して必要な給付を行うとともに、生活習慣病の発症と重症化を予防するためでございます。

対象は、国民健康保険被保険者の方々でございます。

事業内容でございます。国民健康保険に係る保険給付は、診療報酬明細書の審査ですとか、医療機関への支払事務、診療報酬明細書の管理、それから特定健診や特定保健指導に係るデータ管理を、東京都国民健康保険団体連合会に委託しているところでございます。

23年4月からは、先ほどご案内しましたとおり、診療報酬明細書が原則電子化の実施に伴いまして、東京都国民健康保険団体連合会のほうで、これまでの電算処理を新しいシステムに移行することになりました。今回は、その移行に伴いまして変更処理を行うものでございます。

まず1つ目でございますけれども、1のところでございますが、国保連合会へ処理委託で使用している被保険者資格マスターを2課で、健康推進課と医療保険年金課で別々に作成して伝送しているものを、一本に取りまとめます。それを統合しまして、これを特定健診ですとか特定保健指導に連携させて使用するための処理方法の変更をするものでございます。

これにより、効率的な運用や国保連合会への送受信におけるリスクの回避をすることができるということでございます。

2つ目でございます。2つ目は、新システムへの移行に伴いまして、特定健診、特定保健指導の未受診者対策として、国籍情報を特定健診、特定保健指導のシステムへ連携させて取り込むことでございます。このことによりまして、外国人の方々への効果的な周知と受診勧奨が可能になります。

3つ目でございます。診療報酬明細書及び医療機関等への支払事務に係る診療報酬明細書データや、納付内容の記録データの授受を、これまでの磁気テープから通信回線による伝送に変更いたします。

それでは、3ページをお開きください。

続きまして、特定健康診査のための外国人登録情報の目的外利用についてご説明申し上げます。

情報の保有課における内容は、記載のとおりでございます。

情報の利用課は、医療保険年金課及び健康推進課でございます。

業務の名称、目的は、先ほどご説明した内容のとおりでございます。

登録業務に係る個人情報の記録媒体は、記載のとおりでございます。

目的外利用を行う理由は、特定健診において受診率を上げるということを理由にしております。

ご承認いただければ、外国人の方々の効果的な周知方法や勧奨方法などの検討を行い、個別勧奨の実施方法を変更してまいります。

目的外利用を行う情報項目は、記載のとおりです。

目的外利用の時期、期間は平成23年4月1日以降でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

新しい国保総合システムへの移行に伴う被保険者資格者マスターの情報項目の追加等につきまして、ご説明させていただきます。

情報の保有課とそれから登録業務の名称は記載のとおりでございます。

登録される情報項目は、新宿区国民健康保険被保険者の国籍区分を追加するものでございます。記録するコンピュータは区のホストコンピュータでございます。

新規開発・追加・変更の理由及び内容の欄は、記載にありますように、先ほど説明させていただきましたとおりでございます。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策は、記載のとおり、厳格に処理させていただきます。

変更の時期は、平成23年4月以降、継続するものでございます。

次に、5ページ目をお開きいただきたいと思います。

国保総合システムへの移行に伴う外部結合における情報項目の追加につきましてご説明をさせていただきます。

情報の保有課、登録業務の名称は記載のとおりでございます。

結合される情報項目は、4枚をおめくりいただきますと、別紙1、被保険者資格マスター関係、それから別紙2として診療報酬明細書データ、給付内容記録データ関係がございます。その中の別紙1の一番最後に、太線で書いてございますけれども、国籍区分を追加項目するとい

うことにさせていただきます。

結合の相手方は、東京都国民健康保険団体連合会でございます。

結合する項目追加理由は、記載のとおりです。

また、新たな外部結合として、診療報酬明細書データ、現在磁気テープでございますけれども、とそれから給付データ、今現在はペーパーでの授受がございます。

結合の形態は記載のとおりでございます。これまでと同様に送受信を行ってまいります。

結合の開始時期と期間は、平成23年4月1日以降、継続してまいります。

情報の保護対策は、記載の条例、規則等を遵守してまいります。

6ページ目をごらんください。

最後に、特定健康診査・特定保健指導のデータ管理及び費用決済処理委託の項目追加について、ご説明させていただきます。

情報の保有課、登録業務の名称は記載のとおりでございます。

委託に伴い業者に処理させる情報項目は、健診、問診や保健指導の結果と今回追加の国籍区分でございます。新たにあるのが国籍区分でございます。

処理させる情報項目の記録媒体は電子媒体でございます。

委託理由につきましては、記載のとおりでございます。

委託内容につきましては、特定健康診査、特定保健指導のデータ管理とその分析、及び特定保健指導に係る医療機関への代金の支払いを行うものでございます。

委託の開始時期と期間につきましては、平成23年4月1日から継続いたします。

委託に当たり区が行う情報保護対策は、記載のとおりでございます。

委託事業者に行わせる情報保護対策は、1枚めくっていただいた別紙、特記事項がございませぬけれども、これを契約書に盛り込みまして契約を行うものとします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 はい、ありがとうございます。

どうぞ、ご質問よろしく申し上げます。

はい、どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】 この件は、新宿区の独自事業と言えるものじゃないから、特にどうってことないんですけども、ただ、浅学にしてどうしてもわからないところが1カ所あるんですが、9ページの一番最後、4行目、「家族・人外」と書いてある、これが何だかわからない。

【医療保険年金課長】 大変申しわけありません。指摘していただきまして、ありがとうございます。

ます。

「本人・家族外」でございまして、中点と「人」の字がなくなるということでございますので、この場をかりて、すみませんがご訂正させていただきます。申しわけございません。

【会 長】ほかにございますか、何か。

はい、どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】今、久保委員は、うちの区だけの話ではないというあれだった。でも、この外国人登録の部分では、情報を目的外利用するということでは、これ、新宿区が独自のことなんですよね。それ、ちょっといいですか、もう一回確認して。

【医療保険年金課長】特定健康診査等の受診率を上げることにつきましては保険者としての責務ということもございますので、何とかして受診率を上げたいという部分がございまして、今回、外国人の方にも手厚くご連絡等をさせていただくということで、例えばこれをご審議していただいて通れば、その外国籍の方々についてその母国語に変えて説明書をつけたりとか、細かく丁寧な対応をさせていただきたいということで、報告させていただいているところでございます。

【赤羽委員】はい、わかりました。

【会 長】よろしいですか。

はい、どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

今のことなんですけれども、国籍情報というのは、外国人登録というのか、外国人の中の情報の中の極めてプライバシーにかかわる部分だというふうに思うんですよね。

それで、今いったように、その対象外国人への効率的な周知ということなんですけれども、母国語というふうに言われているんですけれども、どのぐらいまでこれをやろうとしているのか。一般的にハングルと英語と何とかというぐらいじゃ、それは全然あれですよね。だから、この国籍情報を明らかにするからには、その人が、ああ、そうなんだと、自分がその国だということがわかって、それでなおかつ、それがきちんとその理由が納得できるほどちゃんとやってあげないと、かえって不信感が出てくるんじゃないかと思うので、そこについてはどうですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】今ご指摘いただきましたとおり、新宿区の場合は、韓国それから朝鮮の方が一番多くて、中国の方が2番目、最近ではミャンマーの方が3番目で、4番目がフランス

人ということですので、その方々をターゲットに当てた形で、あと日本語ルビつきも検討して、長く住んでいる方については、日本語のルビがついていればわかるという方が多いということもありますので、その辺もあわせて検討して、わかりやすさに心がけていきたいと思っております。

【会 長】いかがですか。

【かわの委員】かわのです。

そうすると、母国語といっても、今言ったように、ハンブルと中国とそれからミャンマーぐらいなんですか。もうちょっとここまでいって国籍情報をするというふうになってくると、もうちょっと外国人登録の一覧表を見ると、かなりね。もちろんすべての国とは言わないですけども、もう少しやってあげないとじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

【医療保険年金課長】ご指摘いただいているのは重々わかりますけれども、英語も当然入れるというのはちょっと今失念していましたけれども、入れます。その後は、どれぐらいの方々が受診をされていないかというのも、国ごとにわかりますので、そのデータをもとに翻訳ができる範囲で検討してまいりたいというふうに思っています。

【かわの委員】繰り返しですけども、くれぐれもやっぱり、もちろん受け取ったほうが、あっ、私の国籍がばれちゃったのかと、ばれちゃったって変な言い方ですけども、そんなことにはもちろんならないというふうに、別に丸印がついたりするわけじゃないからと思いますけれども、ただ、やるからにはやっぱり本当にきちんと、それこそこの目的が達成できるような形で、なおかつ大変慎重に扱う必要があるというふうに思います。

以上です。

【会 長】ありがとうございました。

本件につきましていかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、どうもご苦労さまでした。

資料52にまいります。「新宿区健康づくり外国人区民意識調査の実施について」でございます。

よろしく、ご説明をお願いいたします。

【健康推進課長】健康推進課長の杉原でございます。

件名は、新宿区健康づくり外国人区民意識調査の実施。

条例の根拠など、諮問と報告にわたるものでございます。

1枚めくっていただいて、事業の概要でございますが、担当課は健康推進課。

目的は、外国人登録者の健康状態や健康に関する意識などの実態を把握して、今後の区の健康づくり施策に反映させていくための基礎資料を作成する、というものでございます。

対象者は、新宿区に外国人登録をしている18歳以上の者。

概要でございますが、本調査は、平成24年度以降の新宿区健康づくり行動計画の策定、これを来年度にスタートさせるものですが、これに当たって区民の約1割を占める外国人登録者の健康状態や健康に関する意識などの実態を把握して、外国人登録者が健康においてどういう課題を持っているか、そういう部分を抽出して今後の健康づくり施策に反映させていくための基礎資料を作成するものでございます。

調査方法は郵送調査で、400通程度でございます。

抽出方法は、外国人登録者のうちから、基準日における18歳以上の者を無作為抽出するというものでございます。

なお、これに先立って、ことしの7月に新宿区の住民登録をされている方々から4,000名を対象に、こういう調査をしてございます。ここまでの分量の調査にはならないと考えてございますが、必要な事項をモニターさせていただきたいと考えております。

3ページでございます。情報の保有元は戸籍住民課、業務は外国人登録業務、登録業務の目的や記録媒体はそこに書いたとおりでございます。

利用先は私どもでございまして、事業も先ほど申したとおりでございます。

目的外利用を行う理由も、先ほどのとおりでございまして、利用する情報の項目は、氏名、住所、生年月日、在留資格でございます。

使用する記録媒体は紙でございますが、リストとあて名シールでございます。

目的外利用の時期と期間は、今月の11月15日から、調査が全部完了するころと考えて年度末までとさせていただいております。

続きまして、4ページは、これにかかわる業務の委託でございます。私どもの課がこれを業者に委託する部分がございますので、委託先については未定でございます。

委託に伴い、事業者処理させる内容でございますが、調査票に書かれた記載項目の処理でございます。

調査票中の回答者の属性情報などは、性別、年齢、滞在期間、国籍などが書かれております。

ただし、※印に限っておりますように、調査票自体は無記名で戻ってまいりますので、個人が特定されるということはありません。

記録媒体は紙。

委託理由は、実績のある業者に委託することによって効率的・効果的に調査目的を達成するため、委託の内容は、調査票の印刷、それから調査票の封入、封緘。これは、あて名ラベルを張っていないものでございますので、個人のあて名などは情報提供はしません。封入、封緘した発送用封筒の納品と、調査結果の集計。これは、項目の入力がメインでございます。

委託の開始時期ですが、今月中の委託契約の日の翌日から、長くて今年度いっぱいというところでございます。

委託に当たりましては、一般的な特記事項、注意事項などを添える考えでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、よろしくご発言、お願いします。

はい、どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】この事業は、大変意義のある事業だと思うんですね。それで、委託の内容にある4項目、この事業ほど間違いとか事故があってはいけない。特にこの委託内容の4点については、重々承知していると思うんですが、それで1点だけ。

18歳以上というふうにした論拠は何なんですか。

【健康推進課長】18歳以上といたしました論拠は、新宿区の区民意識調査が18歳以上を対象としており、私どもの先行した健康づくり区民意識調査も18歳以上を対象としたことから、統一した対象者としていたと考えたものでございます。

【久保（合）委員】はい、結構です。

【会長】よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【副会長】すみません、まことに基本的な質問で恐縮なんですが、先ほどの議事のときのほうがよかったかもしれませんが、外国人の方と健康保険との関係が全然わかっていなかったんですけれども、外国人の方は健康保険に入っておられるんですか。国民健康保険か何か知りませんが、制度的にはそういう健康保険の保護はない方なんではないでしょうか。そこらがちょっとわかりませんので、すみません。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】外国人の方も、在留資格が短期滞在の資格でない限り、社会保険にも国民健康保険にもその扶養にも入る資格がございます。新宿区は、特に国民健康保険加入の外国人が多くて、国民健康保険加入者の総数の20%は外国人が占めているということでございます。

【会 長】外国人留学生の場合には、まだ学生保険があるんですね。入っていますね。

【副会長】そうすると、入っていない方も相当いらっしゃるということで、入っている方はわかりましたということで。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】今回の調査は、この書き方はさほど詳細には書かなかったんですけども、ここから短期滞在外を除いて、短期滞在外を除きますと、国保加入資格のある方とほとんどイコールになるのでございますが、そういう方々を除いて対象といたします。

【副会長】恐縮ですが、もう1点。

短期滞在外の方々に、その医療の必要が生じたときはどういうふうになるんですか、制度的に。

【会 長】はい。

【健康推進課長】基本的には自己負担で、ごくまれにがん検診を資格なしで受けるパターンもございますが、それは1つずつ内容を審査して、決裁して受けていただいているということもございます。

【副会長】すみません、興味半分ですけども、そうすると、不法滞在外の方いらっしゃいますよね。それは、じゃ、どういうふうな扱いになるのか。

【健康推進課長】不法滞在外の方は、私どもも把握はし切れないんですが、在留資格なしという方も外国人登録情報の中にはございます。そういうところは、私どもは、このたびの調査からは外してございますが、いわゆる全くデータのない不法滞在外の数値については、私どものほうでもわかりません。

【会 長】旅行者は、こういったときにおきましても……

【井上委員】二国間協定もありますよね。二国間協定を結んでいれば、自国の保険をちゃんと払い続けていれば、ちゃんと補てんしてもらえるとというルールありますよね。

【健康推進課長】すみません、そのあたりは少し詳しくなくて、申しわけございません。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】すみません。そうすると、この3ページのこの情報項目というの、在留資格と

というのが必要だというのは、さっき言ったように、1つは短期滞在者を除く、それからその他
というのを除くという意味から、この在留資格が必要だと、そういう理解でいいんですか。

【健康推進課長】はい。

【かわの委員】はい、わかりました。

それから、もう一つは、委託のこのアンケートなんですけれども、意識調査の項目なんです
けれども、以前、ちょっとその中身についていろいろ当審議会でも議論があったところがある
んですけれども、どういう調査を行うかというのについては、参考にそういう調査票というの
は、もしできているとすれば見せてもらえればいいかなというふうに思うんですけれども。や
っぱり個人は特定されないというふうにしても、やっぱり書くときにかなり、その個人情報
にかかわる部分があるとすれば、そこも、直接諮問事項ではないにしてもやっぱり関心がある
ところですので、それらについてはどうでしょう。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】実は、調査票の内容については、まだ私どもも内部で詰め切れておりません。
項目数はなるべく減らしたいと思っておりますが、健康についての感じ方や健康診査、がん検
診などについては、日本人と共通して尋ねたいとも考えており、そのほかに外国人の方々には、
病気になったときにどういうことで困ったことに遭遇したかとか、健康問題に関する相談場所
があるかなど、そういう日本人とは違った観点からの設問も入れてみたいと考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】以前に調査項目についてのお話がありましたので、今回、4ページのところ
の業務委託の中に、調査票中の回答者の属性情報ということで、個人情報の部分はこういう項
目がありますというのを入れさせていただいております。

【かわの委員】わかりました。

まだ、できていないということですので、ぜひもしでき上がりましたら、それぞれ議会のほ
うではもちろんちゃんと出されるんでしょうけれども、参考までに配付いただければというふ
うに思います。

以上です。

【会 長】我々も外国に短期に行った場合には、日本の健康保険を使えるでしょう、外国で
の場合でもね。それから、民間の健康保険に入っていく場合がありますけれども、そのときは
民間の健康保険会社からも出るということになりますね、医療に関しては。

【健康推進課長】はい、そうです。

【会 長】そうですね。だから、外国人だって、短期の場合には日本の健康保険に入っていないと、外国の健康保険、民間の保険に入っていれば保険会社から医療費が払われるということになるわけでしょう。

【健康推進課長】はい。そのあたりは詳細を承知してございませんが、さまざまな制度があるうと考えております。

【会 長】そうですね。日本の健康保険というのは、いろいろ問題があるにしても大分よくできていると思います。

はい、どうぞ、どうぞ。失礼しました。

【山村委員】山村です。

こちらの回答項目のほうには、国籍を聞いているわけなんですけれども、抽出するための目的外利用を行う情報項目のほうには国籍が書いていないわけで、そうなりますと、アンケートというか意識調査のときには、想定されるハングル語とか、それから中国語とか英語とか、複数の言葉でその調査書を作成するということでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】データを抽出する際には、外国人登録のデータがベースでございますので、特に国籍は参考とせず抽出する考えでございますが、一方で、調査を実施する際には、どういう調査票でお送りするかと。現在のところ、私どもは日本語にルビをつけてお届けする考えでございます。その上で、回答者の側に言語上の不都合がございましたら、何らかの回答のサポートの仕組みを考える予定でございます。

【会 長】ほかにございますか。

本件は承認ということでよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】どうもありがとうございました。

それでは、いよいよ大とりでございます。

資料53にまいります。「平成22年国勢調査における外国人登録情報の目的外利用について」でございます。

では、よろしくご説明をお願いいたします。

【地域調整課長】地域調整課長です。よろしくをお願いいたします。

件名は、平成22年国勢調査における外語人登録情報の目的外利用について、でございます。

事業の概要をごらんいただきたいと思います。

事業名は、国勢調査の実施。

対象者につきましては、10月1日現在、区に常住する者でございます。

事業内容でございますけれども、国勢調査、推定調査対象20万世帯、32万人が対象でございますけれども、その結果、今後の行政を行う上で重要な資料となることから、精度の高い統計の提供が期待されていると。また同時に、調査結果の迅速な公表・提供を求められているところでございます。そのため、国勢調査令第12条第3項に定める市町村の審査事務を、住民基本台帳及び外国人登録原票の記載事項を活用して行う旨、国から通知を受けております。

なお、この国勢調査令第12条第3項というのは、市町村長、これは特別区の区長も含まれますが、国勢調査の調査指導員が検査した調査票を審査し、必要な事項を記入するという項目になっております。

このことによりまして、外国人登録原票の記載事項のうち、国勢調査の調査事項に係る項目を目的外利用するというところでございます。

1ページおめくりいただきたいと思っております。

国勢調査における外国人登録情報の目的外利用についてということで、保有元の保有課は地域文化部戸籍住民課。

利用先は、同じ部の地域文化部の地域調整課でございます。

登録業務の名称、それから登録業務の目的は、記載のとおりでございます。

登録業務に係る個人情報の記録媒体につきましては、利用先では紙帳票で利用いたします。

目的外利用を行う理由につきましては、先ほど申し上げましたように、国勢調査の区職員の審査事務を円滑にするためでございます。

目的外利用を行う情報項目につきましては、氏名、生年月日、性別、住所、国籍、世帯主名、続柄の7項目でございます。

目的外利用を行う記録媒体は、先ほど申し上げましたように紙帳票と。

利用の時期、期間につきましては、11月2日以降、本審議会におきましてご了承いただけましたら、本日以降で継続をして、5年ごとに実施する国勢調査のときに使わせていただくというものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞご発言ありましたら、よろしく願いいたします。

久保委員。

【久保（合）委員】事業概要の対象者の欄に、10月1日現在、区に常住する者と書いてありますが、常住する者の常住というのは非常にフアジーな言葉なんです、文字なんですけれども、きちっと定義したらどうなるんですか。

【地域調整課長】10月1日が基準日になっておりまして、その前後で10月1日よりさかのぼって3カ月以上新宿に住んでいる、あるいは10月1日以降3カ月以上住む予定があるというものの方を対象にしてございます。

【会 長】はい。

【久保（合）委員】今の前後3カ月を足して常住ということ。

【地域調整課長】はい。

【久保（合）委員】それはどこに書いてあるんですか。

【地域調整課長】それは、国勢調査の実施要領のほうに記載されておりまして、それは全国統一になっております。

【久保（合）委員】はい、ありがとうございます。

【会 長】ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【副会長】これは、日本人の場合の調査票について、住民票か何か利用して補充するということは行われているのでしょうか。

【地域調整課長】住民票につきましては、住民基本台帳法の1条で目的が書いてございますので、それに基づきまして国勢調査等についても当然その利用できるという形で、法自身が予定されていてございます。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件につきましては承認ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

【地域調整課長】どうもありがとうございました。

【会 長】以上で大体終わりました。

時間が少しやっぱり越えてしまいましたけれども、大変ご協力いただきましてありがとうございました。

じゃ、今日はそんなに時間オーバーしませんでしたけれども、やっぱり時間が厳しいということがありまして、報告事項と諮問事項の説明の仕方について若干改善の余地あればというこ

とでお話ありましたけれども、きょうは時間がありませんが、次回でもちょっとそのご報告をいただければと思います。よろしいですか。

副会長からそういうお話があったんです、前ね、ご意見としてあったんです。

【区政情報課長】会長、事務局としても検討してまいります。ただ、次回に間に合うかどうかについては、検討させてください。

【会 長】はい、わかりました、どうぞ。

では、次回につきましてはそういうことでございまして、何か前もってご連絡ありますか。

どうぞ、どうぞ。

【区政情報課長】次回の審議会は、来年1月19日水曜日の午後2時からを予定しております。

場所につきましては、本日と同じ第3委員会室となっております。よろしくお願いいたします。

【会 長】来年の1月19日でございます。

それでは、どうも長時間、きょうは本当にどうもありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

午後4時15分閉会